

第3期海洋基本計画（抜粋）

（平成30年5月15日閣議決定）

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 海洋環境の維持・保全

（1）海洋環境の保全等

ア 生物多様性の確保等の推進

- ① 海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進
 - 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成28年4月環境省公表）を踏まえ、海域の生態系の特性や社会的・経済的・文化的要因を考慮し、また、気候変動の影響への適応策としての重要性も念頭に置き、関係省庁が連携し、2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的として、「海洋生物多様性保全戦略」（平成23年3月環境省策定）も踏まえ、海洋保護区の設定を推進する。（農林水産省、環境省）
 - これまで設定が進んでいない沖合について、今後の海洋の産業による開発・利用という面も考慮しつつ、具体的な設定のあり方について検討を行い、その結果を10%の目標達成に活かして、海洋保護区の設定に関係省庁が連携して取り組む。（農林水産省、環境省）
 - 海洋保護区の設定を推進するとともに、保護区における海洋生態系の保全に資する管理の質的な充実に重点を置いて取り組むこととし、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進する。（農林水産省、環境省）
 - 海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な管理によって、生物多様性を保存しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となり得るという基本認識の下、漁業者等への海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。（農林水産省）

世界各国の海洋保護区の設定状況

○現在、全世界の国家管轄権内水域の約 16.8% に海洋保護区が設定されており、2020年には24%を超える見込み（2018年5月現在）。

○領海及び排他的経済水域（EEZ）の面積上位国の海洋保護区の設定状況

領海+EEZ 面積の順位	国名	海洋保護区 の割合*
1	アメリカ	41.1%
2	フランス	45.1%
3	オーストラリア	40.6%
4	ロシア	3.2%
5	カナダ	0.9%
6	日本	8.3%
7	ニュージーランド	30.3%
8	イギリス	28.9%
9	中国	5.4%
10	ブラジル	26.6%

※海外領土を含まない数値

世界保護地域データベース（WDPA）より
(2018年12月現在)